

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して、水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使ってくださいよう、皆さんのご協力をお願いします。

保守点検

■ 浄化槽内の機器、送風機やターマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

■ 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

■ 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

■ 年に1回以上（全ばつ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。

■ 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

■ 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8カ月以内に行う必要があります、その後は毎年1

はかりの定期検査について

取引・証明に使用するはかり（計量器）は、計量法により2年に1回定期検査を受けなければなりません。

市では、茨城県計量協会立会いのもと、次の日程により定期検査を実施します。後日、受検者には通知はがきを郵送します。

なお、はかりの数が膨大または運搬が著しく困難な場合は、別途料金になりますが、計量士による巡回検査の制度もあります。詳細は産業政策課、茨城県計量協会、または茨城県計量検定所あてにお問い合わせください。

■ 日時など

◎ 10月17日(月)

▼ 検査会場：伊奈庁舎敷地内バス車庫（伊奈庁舎と伊奈公民館の間）

回受ける必要があります（検査は有料です）。

■ 県指定検査機関である（社）茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。 ☎029・291・4004

【問合せ先】

茨城県生活環境部環境対策課
☎029・301・2966

▼ 午前10時30分〜正午：小張（市野深）・豊・谷井田地区／午後1時〜3時：三島・東・板橋地区

◎ 10月18日(火)

▼ 検査会場：谷和原庁舎敷地内バス車庫

▼ 午前10時30分〜正午：小張（市野深以外）・小絹地区
午後1時〜3時：谷原・十和・福岡地区

■ 持参するもの

① はかり（分銅、おもりも必ず持参）

② 印鑑

③ 手数料（1台当り520円〜3000円程度）

④ 受検通知はがき（後日郵送）

※新規に購入したはかり、計量士による検査をしたはかりは、今回の定期検査が免除されます。

くらしのQ&A

振り込め詐欺

Q 最近、振り込め詐欺の被害にあった報道が多いように思います。どのようなことに気をつけたらよいでしょうか。（50代・女性）

A 振り込め詐欺の電話は、「借金を今日中に返さないと、裁判になる」「株で失敗をした。今すぐ振り込まないと大変なことになる」などさまざまです。「まさか息子が？孫が？」と、こちらが動揺して平常心でいられなくするのが手口です。

実際に、振り込め詐欺の電話を受けた女性（元公務員・60代）に話を聞いたことがありますが、電話を受けて、心のどこかでおかしいと思いつつも、「早く何とかしなければ」と不安な気持ちが入り込んできて、すぐ金融機関へ出向いてしまったそうです。窓口で止め

あわてないで冷静に

られ、被害にはあいませんでしたが、ただならぬ詐欺の電話によって不安をあおられると、人の心は理性を失ってしまふようです。被害を防ぐためには、平常心を取り戻すことが必要になります。「いったん電話を切る」「本人と連絡をとる」「誰かに相談をする」など、われに返るタイミングを、普段から考えておくことが大切です。

問 市消費生活センター
（谷和原庁舎1階）
☎25・3288

【問合せ先】

・ 谷和原庁舎産業政策課 ☎58
2111（内線8142）
・ 茨城県指定定期検査機関社団

法人茨城県計量協会 ☎029
225・7973
・ 茨城県計量検定所 ☎029
221・2763